

副  
本

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年  
(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号、平  
成30年(ワ)第878号、令和3年(ワ)第3509号 大飯原子力発電所運転  
差止等請求事件

原 告 竹本修三 ほか3464名

被 告 国 ほか1名

第6準備書面

令和6年3月8日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告国訴訟代理人 熊 谷 明 彦 

被告国指定代理人 田 中 優 希 

金 友 有理子 

窪 田 公 樹 

酒 井 圭 一 

稻 田 幸 恵 

朝 山 陽 子 

岩 本 尋 子 

枠 見 健 慎 

平野大輔



鶴園孝夫



大浅田薰



長江博



高橋潤



平林昌樹



但野悟司



高橋毅



宮本佳明



仲村淳一



後藤堯人



藤田悟郎



井藤志暢



渡辺瑞穂



吉田匡志



田上雅彦



小林源裕



山本千尋



村田太一 朝代  
假屋一成 朝代  
吉田彩乃 朝代  
武智翼 朝代  
佐々木陽平 朝代  
飯尾一輝 朝代  
安武祐太 朝代  
大畠秀一 朝代  
原貴彰 朝代  
直井雄基 朝代  
大浦早紀 朝代  
早川航平 朝代  
北川幸恵 朝代  
川村真也 朝代  
野田康一 朝代  
安藤成純 朝代  
和田樹 朝代  
内橋研策 朝代

長見康弘



北垣悠



八田明洋



平井健司



田中崇仁



被告国は、本準備書面において、2023年（令和5年）12月13日付け原告第104準備書面（以下「原告第104準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論を行う。

なお、略語等については、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

## 第1 原告らの主張

原告らは、被告国の令和5年3月2日付け第5準備書面（以下「被告国第5準備書面」という。）における「深層防護の考え方における第1から第4までの防護階層に相当する事項の有効性が確認されている場合、第5の防護階層である原子力防災対策に対する避難計画等に係る事情のみをもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性を肯定する余地はない」（25ページ）との主張が、「深層防護の考え方を否定した主張であり、原子力発電所の安全規制について誤った主張であると言わざるを得ない」とし、「避難計画の不備を理由に運転差止めを認めた」例として水戸地方裁判所令和3年3月18日判決（甲第589号証。以下「令和3年水戸地裁判決」という。）を挙げる（原告第104準備書面3ないし5ページ）。

## 第2 被告国の反論（深層防護の考え方における第1から第4までの防護階層に相当する事項の有効性が確認されている場合、第5の防護階層である原子力防災対策に対する避難計画等に係る事情のみをもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性を肯定する余地はないこと）

1 被告国第5準備書面第1の1（7及び8ページ）のとおり、本件訴訟において原告らが主張する被侵害利益は、大飯発電所の周辺住民等において、同発電所の存在や運転によって同発電所の放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化することへの恐怖感、不安感を抱かずに生活を送る権利ないし利益であると解

されるが、これは、原子力発電所の一般的、潜在的危険性を前提とした抽象的な恐怖感、不安感から解放されたいというにとどまるものである。原告らが恐怖感、不安感を抱くような被告国の行為があったとして、これが、国賠法上、法律上保護された利益に対する侵害行為として評価されるためには、少なくとも、被告国の行為により、原告らの生命、身体、健康に対する具体的な危険が生じており、原告らが抱いた恐怖感、不安感が同危険に対するものであることが必要であるというべきである。

2 そして、被告国第5準備書面第2（9ないし24ページ）のとおり、我が国の法制度上、原子力発電所の安全規制については、深層防護の考え方が適用されている。

ここで、深層防護とは、一般に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル、防護階層）を用意して、各々の障壁が独立して有効に機能することを求めるものである。原子力発電所は、炉心に大量の放射性物質を内蔵しており、人と環境に対して大きなリスク源が存在し、かつ、どのようなリスクが顕在化するかの不確かさも大きいという点で、不確実さに対処しつつリスクの顕在化を確実に防ぐため、従来から深層防護の考え方を適用することが有効とされており、IAEAにおいても採用されてきた。例えば、IAEAの最上位の安全基準である「基本安全原則」（S F - 1）の3. 3 1項によれば、「深層防護は、それらが機能し損なったときにはじめて、人又は環境に対する有害な影響が引き起こされ得るような、多数の連続しかつ独立した防護レベルの組み合わせによって主に実現される。ひとつの防護のレベル又は障壁が万一機能し損なっても、次のレベル又は障壁が機能する。（中略）異なる防護レベルの独立した有効性が、深層防護の不可欠な要素である。」とされている（傍点は引用者。乙第85号証・19ページ）。このような深層防護の考え方を適用し、我が国では、第1から第4までの防護階層に係る事項（①通常運転状態からの逸脱と安全上重要な機器等の故

障を防止すること〔第1の防護階層〕、②通常運転状態からの逸脱を検知し管理すること〔第2の防護階層〕、③事故を設計基準を超える状態に拡大することを防止するとともに発電所を安全な状態に戻すこと〔第3の防護階層〕、及び、④第3の防護階層での対策が失敗した場合を想定した上で、事故の拡大を防止し、重大事故の影響を緩和すること〔第4の防護階層〕を目的とするもの)については、改正原子炉等規制法に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用を行う者に対する事業の規制を通じて担保されている一方、第5の防護階層に係る事項(重大事故に起因して発生し得る放射性物質の放出による影響を緩和することを目的とするもの)については、「災害」の一形態としての「原子力災害」に対し、国、地方公共団体、原子力事業者等がそれぞれの責務を果たすこととされており、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法によって措置されている。すなわち、深層防護の考え方方が、防護策を多段階で配置し、各防護レベルが適切な要求水準を保ち、かつ、独立的に効果を發揮することとする考え方に基づいていることからすれば、重大事故に起因して発生し得る放射性物質の放出による影響を緩和することを目的とする第5の防護階層に位置づけられる原子力災害対策は、第1から第4までの防護階層の全てが奏功しない場合に初めて現実的に問題となるものである。そうすると、そもそも、深層防護の考え方における第1から第4までの防護階層に相当する事項の有効性が確認されている場合、第5の防護階層である原子力防災対策に対する避難計画等に係る事情のみをもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性を肯定する余地はないというべきである。

この点に関しては、人格権に基づく原子力発電所の運転の差止請求の当否が問題となった事案に係るものではあるが、被告国第5準備書面第3の2(29ページ)で引用した名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決(判例時報2413・2414合併号71ページ)、大阪地方裁判所令和3年3月17日決定(裁判所ウェブサイト掲載)及び広島高等裁判所令和3年3月18日

決定（判例時報2523号9ページ）のほか、福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定（判例時報2290号90ページ）、大阪高等裁判所平成29年3月28日決定（判例時報2334号4ページ）、福岡高等裁判所令和元年9月25日決定（丙第423号証）及び大阪地方裁判所令和4年12月20日決定（丙第421号証）も、被告国の前記主張と同趣旨を説示している。また、仙台地方裁判所令和5年5月24日判決（丙第446号証）も、「原告らの人格権に基づく妨害予防請求としての本件2号機（引用者注：東北電力女川原子力発電所2号機）の運転の差止請求を認めるかどうかを判断するに当たっては、本件2号機の運転再開により、当然に放射性物質を異常に放出する事故が発生する具体的な危険が存在するということを前提とすることはできない。」

（同号証・18及び19ページ）、「深層防護に基づいた原子炉施設の安全確保の考え方は、（中略）第5層に相当する避難計画に不備があるという場合に、直ちに放射性物質が当該原子炉施設の周辺の環境に異常に放出される具体的な危険があることを示すものであるとか、これを当然の前提としたものであると解することはできない。そうすると、この深層防護の考え方を踏まえても、本件避難計画に不備があることのみをもって直ちに原告らに人格権侵害の具体的危険があるものと認めることはできない。」（同号証・22ページ）と説示しているところである。

3 これに対し、原告らは、原告らの主張を裏付ける裁判例として令和3年水戸地裁判決を挙げるが、被告関西電力が令和4年2月22日付け準備書面(31)第2の3及び4（11ないし14ページ）で主張するとおり、令和3年水戸地裁判決は、「生命、身体に係る人格権が違法に侵害される具体的な危険がある場合には、違法な侵害行為を予防するため、人格権に基づき、当該侵害行為の差止めを求めることができる。（中略）発電用原子炉施設の周辺住民等は、発電用原子炉施設の安全性に欠けるところがあり、その運転中の事故等によって放射性物質が周辺環境に放出され、被ばくにより生命、身体を侵害される具体的な危険がある」として、原告らの主張を支持するものである。

険が存在する場合には、当該発電用原子炉施設の運転が生命、身体に係る人格権を違法に侵害するおそれがあるものとして、人格権による妨害予防請求権に基づき、当該発電用原子炉施設の運転の差止めを求めることができる。」（甲第589号証・253及び254ページ）として、人格権に基づく発電用原子炉施設の運転の差止請求が認容されるためには、当該発電用原子炉施設の運転中の事故等によって放射性物質が周辺環境に放出され、被ばくにより生命、身体を侵害される具体的危険が存在する必要がある旨判示する一方で、東海第二発電所の「深層防護の第1から第4の防護レベルに係る事項（括弧内略）については、新規制基準に不合理な点があるとは認められず、原子力規制委員会の適合性判断について看過し難い過誤、欠落があるとも認められないから、これらの防護レベルの安全対策について欠けるところがあるとは認められない」（同号証・746ページ）として、東海第二発電所の発電用原子炉施設の安全性に欠けるところがあるとは認められない旨判示しながら、「本件発電所（引用者注：東海第二発電所）のPAZ及びUPZ内の住民である（中略）原告との関係においては、原子力災害指針に定める段階的避難等の防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が講じられておらず、深層防護の第5の防護レベルの安全対策に欠けるところがあり、人格権侵害の具体的危険が認められる」（同ページ）として、前記原告らの差止請求を認容しているのであって、かかる令和3年水戸地裁判決は、自らが定立した規範と当てはめが矛盾齟齬しているといわざるを得ず、これに依拠する原告らの主張に理由がないことは明らかである。

4 以上のとおり、被告国は、発電用原子炉施設の周辺住民等の生命、身体、健康に対する具体的危険性が認められるか否かが問題となる場面において、深層防護の考え方を適切に踏まえた主張をしているのであり、原告らの前記第1の主張には理由がない。

以上